

鳥取市環境基本計画について

本市は、平成19年3月に「鳥取市環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な施策を推進してきました。

その後、新たな課題や情勢の変化に対応するため本計画を改定し、平成23年度から平成32年度までの10年を期間とする「第2期鳥取市環境基本計画」を策定しました。

本計画を推進する主体は「市民」、「事業者」、「市」であり、協働して積極的に行動していくことが必要となります。

本計画では、柱となる5つの基本方針及び環境項目ごとに19の基本目標を設定し、施策を推進しています。

基本方針1 地球環境を守るまちづくり【地球環境】

基本目標	施策内容
1 地球温暖化の防止	再生可能エネルギー等の利用、省エネルギーの推進
2 その他の地球環境保全	オゾン層の破壊の防止、酸性雨対策

基本方針2 誇れる自然と共生するまちづくり【自然環境】

3 山林・農地の保全	山林の保全、農地の保全
4 生物多様性の確保	野生生物の保護、生息・生育環境の創造・保全、外来生物対策
5 自然とのふれあいの確保	自然とのふれあいの場の整備、自然とのふれあい機会の創出

基本方針3 健康で安全・安心なまちづくり【生活環境】

6 資源循環の促進	ごみの発生・排出抑制、リユース・リサイクルの推進、可燃物処理施設の設置
7 大気汚染の防止	自動車排出ガス対策の推進、工場・事業場等への防止対策の推進
8 水質汚濁の防止	生活排水・下水道整備等の浄化対策の推進、工場・事業場等への排水対策の推進
9 騒音・振動の防止	交通騒音・振動対策の推進、工場・事業場等への騒音・振動対策の推進、近隣騒音対策の推進
10 悪臭の防止	悪臭防止対策の推進
11 土壌・地盤の保全	土壌汚染防止対策の推進、地盤沈下防止対策の推進
12 化学物質の環境リスク対策	化学物質の管理の強化、ダイオキシン類対策の推進

基本方針 4 快適で住みよいまちづくり【都市環境】

13 緑地・公園の整備	緑地・公園の整備
14 景観・美観の保全	景観の保全と形成、清潔なまちづくりの推進、河川の美化・清掃の推進
15 歴史・文化的環境の保全	歴史・文化的遺産の保存と活用
16 環境に配慮したまちづくりの推進	交通環境の整備、人と環境に配慮した都市整備の推進

基本方針 5 みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり【参加と協働】

17 環境学習・教育の充実	学習の場や機会の提供、人材の育成
18 環境情報の効果的な提供	環境情報の提供と共有化の推進
19 参加と協働の推進・活性化	パートナーシップの強化、広域的な連携の推進

これらを推進していくため、さらに指標項目及び目標値を定め（Plan）、施策を実施する（Do）とともに進捗状況の点検と結果の公表（Check）を行い、点検結果を踏まえ計画の見直し（Action）を行う PDCA サイクルによる継続的改善を図っています。

なお、施策目標値設定は平成 27 年度までとし、平成 28 年度からは平成 32 年度の目標値達成に向けて努力していくこととしています。

※別添 資料 2 第 2 期鳥取市環境基本計画概要版

《環境審議会》

「第 2 期鳥取市環境基本計画」は平成 32 年度までの計画であるため、次期計画策定時（平成 32 年度中）に審議いただくこととなります。